（3）・（4）　略

［三　略］

二　［略］

㈠　農業就業者数比率（国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十七年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業に係る就業者数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［略］

㈡　耕地比率（平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積に牧場の面積に〇・一を乗じて得た面積を加えた面積を田畑の面積に牧場の面積に〇・一を乗じて得た面積を加えた面積と宅地の面積との合計数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［略］

三　［略］

㈠　林業等就業者数比率（平成二十七年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の就業者数の合計数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［略］

㈡　林野面積比率（農林業センサス規則によって調査した平成二十七年二月一日現在における「林野面積」の「合計」の面積（以下「林野面積の総数」という。）を面積（第五条第一項の表中二1の面積をいう。）で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［略］

［四～六　略］

2　前項第一号㈠の⑵若しくは⑷又は㈡の⑵若しくは⑶の場合において、平成二十七年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、廃置分合により一の市町村の区域がそのまま他の市町村の区域となったときは、当該廃置分合後の市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、関係市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を合計した数（ただし、昼間流入人口又は昼間流出人口は、関係市町村間の昼間流入人口又は昼間流出人口を除く。）とし、廃置分合により一の市町村の区域が分割されたとき、又は境界変更が行われたときは、当該廃置分合又は境界変更後の関係市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、当該廃置分合前の市町村若しくは当該境界変更により区域を減ずる前の市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を当該廃置分合に係る区域若しくは境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた区域の別にその居住地によって分別し、若しくはこれらの区域の人口によって按分した産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、又は当該分別し、若しくは按分した産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を境界変更に

（3）・（4）　同上

［三　同上］

二　［同上］

㈠　農業就業者数比率（国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業に係る就業者数を平成二十二年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［同上］

㈡　耕地比率（平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積に牧場の面積に〇・一を乗じて得た面積を加えた面積を田畑の面積に牧場の面積に〇・一を乗じて得た面積を加えた面積と宅地の面積との合計数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［同上］

三　［同上］

㈠　林業等就業者数比率（平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の就業者数の合計数を平成二十二年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［同上］

㈡　林野面積比率（農林業センサス規則によって調査した平成二十二年二月一日現在における「林野面積」の「合計」の面積（以下「林野面積の総数」という。）を面積（第五条第一項の表中二1の面積をいう。）で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

［同上］

［四～六　同上］

2　前項第一号㈠の⑵若しくは⑷又は㈡の⑵若しくは⑶の場合において、平成二十二年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、廃置分合により一の市町村の区域がそのまま他の市町村の区域となったときは、当該廃置分合後の市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、関係市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を合計した数（ただし、昼間流入人口又は昼間流出人口は、関係市町村間の昼間流入人口又は昼間流出人口を除く。）とし、廃置分合により一の市町村の区域が分割されたとき、又は境界変更が行われたときは、当該廃置分合又は境界変更後の関係市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、当該廃置分合前の市町村若しくは当該境界変更により区域を減ずる前の市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を当該廃置分合に係る区域若しくは境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた区域の別にその居住地によって分別し、若しくはこれらの区域の人口によって按分した産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、又は当該分別し、若しくは按分した産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口を境界変更に